

## 地 域 貢 献 協 定 書

大牟田市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、乙が大牟田市内に大規模小売店舗を立地するに当たり、乙が取り組む地域貢献策について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙が、大規模小売店舗を立地するに当たり、地域社会の一員としての役割を十分認識し、地域との共存を図ることにより、甲が進める活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与するよう締結する。

### （報告書の提出）

第2条 乙は、毎営業年度、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況について、営業年度の終期後1か月以内に、別紙「地域貢献実施状況報告書」により、甲に提出しなければならない。

### （まちづくりの取組への協力）

第3条 乙は、甲が進める各種まちづくりの取組に対し協力するものとする。

### （地域との連携）

第4条 乙は、地域商店街や地域団体等と連携し、その活動に積極的に協力するものとする。

### （地元産品の販売促進への協力）

第5条 乙は、地元産品の積極的な販売を促進するとともに、地産地消の取組に努めるものとする。

### （地元雇用の確保）

第6条 乙は、店舗の従業員については、地元からの優先的な雇用に努めるものとする。

(防犯・防災対策)

第7条 乙は、店舗及びその周辺において防犯対策を推進するとともに、地域防災に積極的に協力するものとする。

(ユニバーサルデザインの導入)

第8条 乙は、店舗等の整備に際し、施設にユニバーサルデザインを取り入れるよう努めるとともに、地域商店街に対しても普及への協力をするものとする。

(環境保全及び省エネルギー対策等の推進)

第9条 乙は、店舗内や店舗周辺の環境保全及び省エネルギー対策等の取組を積極的に推進するものとする。

(交通対策及び周辺施設対策)

第10条 乙は、店舗周辺における各種交通安全対策に取組むとともに、来店者等の交通利便性について十分配慮するものとする。

(店舗閉鎖時の適切な対応)

第11条 乙は、店舗を閉鎖するに当たっては、早期の情報提供に努めるとともに、地域経済活動の低下に対する防止策及び防犯、安全対策等について十分配慮するものとする。

(その他)

第12条 甲は、出店地周辺地域の実情を考慮し、その他必要と認める地域貢献策を乙に求めるものとする。

(協定上の地位の承継)

第13条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この協定上の地位を承継する必要が生じたときは、この地位は、後継店舗の設置者に引き継ぐものとする。

(疑義の処理)

第14条 甲と乙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その  
1通を保有する。

平成20年11月20日

甲 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

(代表者) 市長

古賀道雄

乙 広島市南区京橋町2番22号

株式会社イズミ

(代表者) 代表取締役社長 山西泰明

乙代理人

株式会社イズミ 取締役

梶原雄一朗